

シンポジウム S-08 : 神経内科医におけるワークシェアリング

5月19日 (木) 8:00~10:00 第13会場(神戸国際会議場4F Room 401+402)



S-08-2

ワークシェアリングの実際「育児支援制度について」



国立病院機構天竜病院神経内科

○西山治子

近年社会全体で「女性の活躍」が期待されており、特に出産・育児にかかわる女性に対する支援制度が拡充されている。女性医師においても同様で、多くの病院で様々な支援制度がつけられている。

私は3人の子供を育てつつ神経内科の勤務医として働いているが、末子が小学生になるまで、非常勤での勤務、育児短時間勤務(常勤)、育児時間取得による短縮勤務など様々な支援制度を利用させてもらった。こういった支援制度を利用できたことにより、細々とではあるが途切れることなく神経内科の臨床に携わることができ、私にとっては大変貴重で有益な制度だったと感じている。

その中でも育児短時間勤務は約5年半利用したが、この制度を利用しないで勤務をしていた時とは比較できないほど、精神的にも体力的にも負担が少なく育児との両立が可能であった。育児短時間勤務は当院では私が初めて利用させてもらったが、その後徐々に子育て中の女性医師が増え、現在は4名が利用している。また、当院の内科系女性医師7名中6名が子育て中であり、何らかの支援を受けていて、子育て中の女性医師にとっては大変恵まれた環境である。

今回のシンポジウムでは、国立病院機構の子育て中の女性職員に対する支援制度の紹介と当院以外の国立病院機構病院での支援制度の稼働状況や、さらに他の総合病院での独自の支援制度及び稼働状況を紹介したい。さらに、ごく最近では女性の活用を積極的に進めてきた企業などで新たな問題が生じていることも付け加える。それは、企業が競って育児中の社員に対する支援を行った結果、育児休業や短時間勤務制度を使う社員が増えて仕事が回らなくなる、他の社員にその分の負担がかかり、育児中の女性社員とそれ以外の社員との関係が悪くなる、ということである。当院でも子育て中の女性医師は働きやすくなっているが、その分他の医師の負担が増えているのは事実である。今後は出産・育児にかかわる女性医師だけでなく様々な医師が働きやすい制度を考える必要がある。

S-08-3

医系技官、育休をとる



厚生労働省保険局医療課

○井口 豪

演者は厚生労働省に医系技官として勤務する医師である。厚生労働省においては、男性職員の育児休業の取得を促進しており、演者も、長女誕生を機に、平成26年7月から半年にわたって育児休業を取得することができた。霞が関の庁舎で勤務する医系技官の仕事は臨床医や研究者のそれとは大きく異なるが、いずれの職場も、魅力を高め、有為な人材を惹きつけたいと考えていることは共通しているように思う。経緯を追いながら、演者の経験を中心に述べる。

《略歴》

平成16年 慶應義塾大学医学部卒
平成18年 厚生労働省入省
医政局国立病院課、内閣府出向、米国留学、環境省出向を経て、平成27年1月より厚生労働省保険局医療課課長補佐

《略歴》

1996年 浜松医科大学卒業、浜松医科大学第1内科入局
1997年 国立静岡病院 内科・神経内科
1999年 浜松医科大学第1内科医員
2000年 浜松市リハビリテーション病院 内科
2002年 横浜市立大学附属病院 神経内科
2003年 天竜病院 神経内科
2014年 天竜病院 神経内科医長
日本内科学会総合内科専門医
日本神経学会専門医・指導医
日本認知症学会専門医・指導医